

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

問 1 区分所有家屋及びその敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税の方法について、居住用超高層建築物に対する課税方法についても触れながら説明しなさい。

〔第二問〕問 1

【土地 Y】

- (1) 土地 Y は B 市内に所在し、地目は畑であり、地租は 2,000㎡である。
- (2) 従前から土地 Y は市街化調整区域内に所在している。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地 Y の価格の状況は次のとおりである。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
67,000円	67,000円	69,000円

- (4) 土地 Y の平成28年度の課税標準額は、55,000円である。

〔第二問〕問 2

(2) 船舶甲の状況

- ①
 - ② 取得年月日 平成29年 6 月 1 日
 - ③ 取得価額 572,000,000円
 - ④ 総トン数 2,800 トン
 - ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
 - ⑥ A 市、B 市及び C 市にわたって使用されているもの
 - ⑦ 平成29年中の入港実績
 - a 港（A 市にのみ所在） 3 回
 - b 港（B 市にのみ所在） 2 回
 - c 港（C 市にのみ所在） 4 回
- （注）a 港以外は、特別とん譲与税法第 1 条第 1 項の開港

(3) 船舶乙の状況

- ①
 - ② 取得年月日 平成26年 3 月 1 日
 - ③ 取得価額 200,000,000円
 - ④ 総トン数 2,000 トン
 - ⑤ 耐用年数 13年（法定耐用年数13年に基づく減価率：0.162）
 - ⑥ A 市、B 市及び C 市にわたって使用されているもの
 - ⑦ 平成29年中の入港実績
 - a 港（A 市にのみ所在） 10回
 - b 港（B 市にのみ所在） 5 回
 - c 港（C 市にのみ所在） 2 回
- （注）a 港以外は、特別とん譲与税法第 1 条第 1 項の開港

TAC予想問題

●実力完成答練 第 3 回〔第一問〕問 1

〔第一問〕

問 1 地方税法では、第10条の2 第 1 項において、「共有物、…（中略）…に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。」こととされているが、一方で区分所有に係る家屋及びその敷地の用に供されている土地については、第352条及び第352条の2において、これとは異なる取扱いが定められている。

そこで、平成30年 1 月 1 日現在甲市に所在する区分所有に係る家屋及びその敷地の用に供される土地に対して課する平成30年度分の固定資産税を前提に、ここでいう「異なる取扱い」の説明をしなさい。

●実力完成答練 第 1 回〔第二問〕問 1

3. 土地 C

- (1) 当該土地は K 市の市街化調整区域内に所在し、所有者は N である。
- (2) 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況（一部抜粋）

年度 (平成)	地積	地目	価格	課税標準額
29	2,000㎡	田	2,900,000円	2,333,444円
30		田	2,800,000円	各自算定

●実力完成答練 第 3 回〔第二問〕問 2

(6) 船舶 V

- ① 船舶の種類 内航船舶（地方税法第349条の3 第 6 項の課税標準の特例措置の適用あり）
- ② 取得年月日 平成27年 6 月 6 日
- ③ 取得価額 1,500,000,000円
- ④ 総トン数 11,000 トン
- ⑤ 耐用年数 15年（減価率：0.142）
- ⑥ a 港、b 港及び c 港にわたって使用されるもの
- ⑦ 平成29年中の入港実績
 - a 港（A 市にのみ所在） 1 回
 - b 港（B 市にのみ所在） 3 回
 - c 港（C 市にのみ所在） 4 回

(5) 船舶 IV

- ① 船舶の種類 離島船舶（地方税法第349条の3 第 7 項の課税標準の特例措置の適用あり）
- ② 取得年月日 平成29年11月11日
- ③ 取得価額 630,000,000円
- ④ 総トン数 2,000 トン
- ⑤ 耐用年数 11年（減価率：0.189）
- ⑥ 平成29年中の入港実績はなく、平成30年の入港予定回数は、下記⑦のとおりである。なお、当該船舶の平成30年度に係る賦課期日におけるてい泊港は c 港（C 市にのみ所在）である。

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

(5) 鉄道丁及び車両戊の状況

- ① 平成30年度分の価格 鉄道丁 3,500,000,000円
車両戊 425,000,000円

② 車両戊は低床型新造車両に該当する。

③ 平成30年1月1日現在の鉄道丁の単線換算キロ数は、次のとおりである。

A市	70km
B市	30km
C市	80km
D市	20km

④ 平成30年1月1日現在の運行図表に基づく車両戊の走行キロ数は、次のとおりである。

A市	1,000km
B市	800km
C市	1,200km
D市	500km

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問2

2. 平成30年1月1日現在の鉄道の単線換算キロ数

乙市	230キロ
丙市	450キロ
丁市	300キロ
戊市	50キロ
計	1,030キロ

3. 平成30年1月1日現在の運行図表に基づく車両の走行キロ数

乙市	17,000キロ
丙市	52,000キロ
丁市	42,000キロ
計	111,000キロ

スバリの的中!